

# カナガワ リ・古典プロジェクト in 川崎・横浜鶴見業務委託仕様書

## 1 委託事業の目的

### (1) 「カナガワ リ・古典プロジェクト」とは

「カナガワ リ・古典プロジェクト」は、地域にゆかりのある伝統文化を、時代に合わせた新しい発想で活用し、現代を生きる文化芸術として再(Re:リ)発信することで、伝統文化の持つ魅力・価値を再(Re:リ)発見する機会の創出を目指すプロジェクトである。

地域に根付く伝統文化を次世代に継承すること、地域のにぎわいの創出に繋げることを目指して事業を実施しており、これまで、文化庁の文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）（令和4年度のみ「子供たちの伝統文化の体験事業」）を活用し、県内各地を舞台に平成25年度から過去11回公演等を開催している。

回	年度	会場
第1回	平成25年度	横浜市西区紅葉ヶ丘地区の3つの公共ホール
第2回	平成26年度	藤沢市江の島内
第3回	平成27年度	伊勢原市大山周辺
第4回	平成28年度	史跡小田原城跡等
第5回	平成29年度	大磯港芝生広場
第6回	平成30年度	茅ヶ崎市民文化会館
第7回	令和元年度	秦野市文化会館
第8回	令和2年度	鎌倉市内
第9回	令和3年度	小田原三の丸ホール
第10回	令和4年度	杜のホールはしもと
第11回	令和5年度	山北町立川村小学校、海老名市文化会館等

### (2) 令和6年度の事業について

令和6年度は、川崎市と横浜市鶴見区の2か所を会場に事業を行う。

約150万人の人口を擁し、市制100年を迎える川崎市では、都市空間における文化を核としたコミュニティ活性化のモデル創出を目指して事業を開催する。

川崎には、都市化の中で継承されてきた多様な伝統文化が存在しているが、本事業では、近年の再開発によって新たな住民となった人々が地元の伝統文化の魅力や価値を再(Re:リ)発見し、身近なコミュニティの中で将来に向けて継承しようという機運を醸成するとともに、海外からの移住者や来訪者も多い都市空間の中で、地域の伝統文化と海外の文化のつながりを認識するきっかけを提供し、地域の多様な住民の交流促進と多文化共生の啓発を目指す。

また、神奈川県内で継承が危ぶまれている民俗芸能を川崎の住民が体験する機会を設けることで、都市の住民が農山村の民俗芸能の担い手として活動する、新たな広域のコミュニティ構築の可能性を模索する。

横浜市鶴見区の会場では、地域住民が守ってきた民俗芸能を中心に上演する川崎会場に対し、より定式化された我が国古来の伝統芸能である声明を上演し、県民が身近でより芸術性の高い古典の作品を鑑賞する機会を提供し、地域のみならず日本の伝統文化全体に対する興味関心を高める。

## 2 委託契約期間

契約締結の日から令和7年1月31日(金)

### 3 委託事業の内容

次の(1)から(4)を満たし、「1 委託事業の目的」に記載した目的を実現するために伝統文化を活用して実施する「カナガワ リ・古典プロジェクト in 川崎・横浜鶴見」について、事業内容を企画提案すること。また、企画提案内容については、「カナガワ リ・古典プロジェクト in 川崎・横浜鶴見業務委託に関する企画提案募集要項」の「事業実施に関する企画書」(様式7)を提出し、その内容に基づき事業の企画、制作、運営及び報告書の作成を行うこと。

#### (1) 基本コンセプト及びターゲット

事業の実施に当たっては、全事業に共通する10文字程度の基本コンセプト又は統一テーマを設定すること。また、キービジュアル案及びイベントのメインターゲットを提案すること。

#### (2) 実施プログラム

本事業では、次のア～オに掲げるプログラムを実施し、これらを一体のものとして事業を構成すること。

ア 川崎市コンベンションホールにおける公演

(ア) 川崎市コンベンションホール(川崎市中原区小杉町2丁目276-1)を使用すること。

(イ) 令和6年11月23日(土)を開催日とすること。なお、会場は準備のため22日(金)13時から使用することができる。

(ウ) 公演の内容は次のとおりとすること。

- ・「川崎沖縄芸能研究会」、「新城郷土芸能囃子曲持保存会」「川崎大師双盤講」を含む、少なくとも3団体の公演を行うこと。
- ・世界の獅子舞が出演する企画として、川崎市の「小向獅子舞保存委員会」及び少なくとも3種類の外国の獅子舞(日本国内で活動している団体に限ることとし、外国からの招聘はしない。)の公演を行うこと。
- ・これら公演のタイムスケジュールを設定し提案すること。

なお、外国の獅子舞については、後述する「地域文化財総合活用推進事業」の対象とならないことに留意すること。

(エ) 出演者のアクティグスペースや観覧席の配置、舞台装置や映像関連機器の配置、楽屋の配置等、空間の活用方法を提案すること。

イ 川崎市コンベンションホール内のホワイエを活用した企画の提案

(ア) ホール内のホワイエを活用した企画(本事業に関連したパネル、映像展示、物販等)を提案し、実施すること。

尚、ホワイエ等の共用部分に関しては、原則として受付及びそれに準ずる内容の利用に限定されており、原則以外の利用については、施設の許諾が必要であることに留意すること。

(イ) ホワイエの面積、写真等の詳細は下記の施設ページを参照すること。

<https://www.kawasakicity-ch.jp/facility.html>

(ウ) 令和6年11月23日(土)を開催日とすること。

ウ 神奈川県内民俗芸能のワークショップ

(ア) 神奈川県内(川崎市域を除く。)の民俗芸能を体験できるワークショップを少なくとも2種類提案し、実施すること。

(イ) ワークショップの参加者は、小学生程度の子ども及びその保護者を想定すること。

(ウ) 令和6年10月26日(土)から11月23日(土)の間を開催日とすること。

開催日は複数日でも可とする。

(エ) 川崎市内の会場を提案すること。

エ 横浜市鶴見区における公演

(ア) 横浜市鶴見区民文化センター サルビアホール（横浜市鶴見区鶴見中央1-31-2シークレイン内）を使用すること。

(イ) 令和6年10月26日(土)を開催日とすること。なお会場の準備は同日中に行うこと。

(ウ) 「曹洞宗大本山總持寺」及び「時宗総本山清浄光寺（遊行寺）」による声明の公演を行い、公演のタイムスケジュールを設定し提案すること。

(エ) 出演者のアクティグスペースや観覧席の配置、舞台装置や映像関連機器の配置、楽屋の配置等、空間の活用方法を提案すること。

(オ) 公演の演出には、かながわの伝統文化の継承と創造プロジェクト実行委員会が指定する演出家を起用すること。

(カ) 後述する「地域文化財総合活用推進事業」の対象とならないことに留意すること。

オ 映像作品の制作及び配信

(ア) 川崎市コンベンションホールと、横浜市鶴見区における公演を撮影し、それぞれ映像作品を制作すること。

(イ) 制作した映像作品は、「カナガワ リ・古典プロジェクト」のYouTubeチャンネルにおいて配信すること。

<https://www.youtube.com/channel/UCswyd5ZcFsgc0PwgdbhmZEg>

(ウ) 映像作品の制作に当たっては、制作コンセプトを明確にした上で、民俗芸能や古典芸能に関心の薄い若年層に訴求し、将来的な民俗芸能の継承に資するような内容を企画提案すること。

### (3) 広報

受注者は、想定するメインターゲットに訴求するための具体的な広報計画を企画提案すること。

なお、特別な事情がない限り、広報物には発注者が指定するマークを入れること。  
(原則として3cm×3cm以上※A4版以上のチラシを作成する場合)

【マークの例】

・かながわ県民文化祭のマーク      ・カナガワ リ古典 プロジェクトのマーク



### (4) 目標の設定

本事業の実施に当たっては、(2)ア、ウ、エ、オそれぞれの事業の参加者数、視聴者数等の定量的な達成目標について、算定の考え方も示した上で、企画提案すること。

## 4 追加提案

本仕様書に定める委託業務の他、効果的と考えられる企画のアイデアがあれば、委託料上限額の範囲内で、その根拠とともに追加提案すること。

## 5 委託業務の実施に係る事項

### (1) 運営体制構築、統括責任者の選任

企画提案書に基づき、契約締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保するとともに、統括責任者を定め、発注者との連絡調整に当たること。統括責任者は、イベントに係る十分な経験・実績を備える者を選任すること。

### (2) 実施計画書の作成

ア 企画提案書に基づき、実施計画書を作成し、契約締結後 7 日以内に発注者に提出すること。

イ 実施計画書の作成に当たっては、安全面に配慮するとともに、荒天時の対応等について、十分な検討を行うこと。

ウ 事業の実施に際しては、あらかじめ発注者と調整したスケジュールで業務を行うこと。

### (3) 運営マニュアルの作成

ア 発注者と協議しながら運営マニュアルを作成し、契約締結後 30 日以内に発注者へ提出すること。

※ 運営マニュアルの記載事項を例示すると次のとおり。

イベント概要、会場図、運営体制図、スタッフ配置一覧、進行表、会場設営及び撤収概要、搬入出・駐車場概要、安全対策概要、各種緊急時対応、等

イ 運営マニュアルは、実施計画書と併せ、必要に応じて修正を加え、常に最新のものを発注者と共有すること。

### (4) 定例会の実施

受注者は、発注者と調整した日に、事業の計画、経過及び進捗について報告、協議するための定例会を開催すること。

## 6 各出演者への支払い

出演者へ支払う金額については、発注者と調整した上で決定し、委託料の中で支払うこと。

## 7 発注者で仮予約済の会場の利用料金支払い

発注者が予約済みである次の 2 会場の利用料金は、委託料の中で支払うこと。

会場名：川崎市コンベンションホール 全館

所在地：川崎市中原区小杉町 2 丁目 276-1

日時：令和 6 年 11 月 22 日（金）13:00～22:00（事前準備日）

令和 6 年 11 月 23 日（土）9:00～22:00（事業実施日）

（参考）川崎市コンベンションホール

<https://www.kawasakicity-ch.jp/>

会場名：横浜市鶴見区民文化センター サルビアホール

所在地：横浜市鶴見区鶴見中央 1-31-2 シークレイン内

日時：令和 6 年 10 月 26 日（土）9:00～22:00（事業実施日）

（参考）横浜市鶴見区民文化センター サルビアホール

<https://salvia.hall-info.jp/>

## 8 事業費の使用及び入場料、参加料

(1) 本事業の内、川崎市コンベンションホールにおける公演、神奈川県内民俗芸能のワ

ークショップ及び映像作品の制作配信は、文化庁の「地域文化財総合活用推進事業」として実施することから、当該事業の対象経費（18,619,000円）については、その補助要件に従う必要がある。提案に当たっては「令和6年度 地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産・地域計画等）【文化芸術振興費補助金】募集案内」等を確認し、その補助要件を遵守すること。補助の対象外となるものは、神奈川県負担金（約170万円）の範囲内で実施すること。

（参考）令和6年度 地域文化財総合活用推進事業（地域文化遺産・地域計画等）

【文化芸術振興費補助金】募集案内

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki\\_kasseika/r06\\_sogokatsuyo/pdf/93971301\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/r06_sogokatsuyo/pdf/93971301_01.pdf)

- (2) 川崎市コンベンションホールにおける公演への入場料は無料とすること。
- (3) 神奈川県内民俗芸能のワークショップの参加料を徴収する場合には、全額を事業費に充てること。また、その収支については、事業報告書に添付すること。
- (4) 本事業の内、横浜市鶴見区民文化センター サルビアホールにおける公演及び映像作品の制作配信は、神奈川県負担金（約400万円）及び入場料収入の範囲内で実施すること。
- (5) 横浜市鶴見区民文化センター サルビアホールにおける公演については、発注者と調整をした上で、妥当な入場料金を設定し入場料を徴収すること。入場料は全額を事業費に充てること。  
なお、徴収する入場料は、横浜市鶴見区における公演以外の事業に充てても構わない。
- (6) 支出額から収入等を減じた金額が委託金額に満たない場合は、委託金額との差額を発注者に返還しなければならない。また、その収支については、実績報告書に添付すること。返還額＝委託金額－（支出額－収入等）。

## 9 協賛金収入

本事業は、企業から協賛金（現物出資を含む）を募集することを可とするが、全額を事業費に充て、その収支については、事業報告書に添付すること。また、本事業の映像及び設営物に、協賛企業名を掲載する場合には、必ず発注者と調整の上実施すること。

## 10 安全管理

受注者はこの業務を行うに当たり、安全管理に万全を期し、安全上問題が疑われると判断した場合、直ちにその業務を中止させる等、安全確保に最大限の注意を払うこと。

## 11 事業実施に伴う留意事項

- (1) 受注者は、開催地である川崎市及び横浜市鶴見区を中心とした地域のにぎわい創出に資する取組として、地方公共団体及び民間団体等との協働事業的な性格があることから、川崎市をはじめとする行政や民間事業者、その他の団体や、かながわの伝統文化の継承と創造プロジェクト実行委員会（委員名簿は別紙1）と十分に連携を取りながら実施する必要があることを理解し、事業に取り組むこと。
- (2) 関係する法令を遵守すること。

## 12 報告書の提出等

### (1) 提出物

ア 業務完了報告書（業務遂行のために実施した内容を記載）

- イ 経費内訳書（文化庁の「地域文化財総合活用推進事業」として求められる経費の明細を含むこと。）
- ウ 成果物（チラシ、パンフレット、進行台本及びアンケート結果のデータ等）
- エ ハイビジョン相当以上の画質で作成、編集した公演配信映像を納めたDVD媒体及び記録写真データを納めたDVD媒体各 10 枚  
なお、画像記録については、次年度の宣材映像として使用可能な程度のレベルで作成すること。

(2) 提出期限

令和 7 年 1 月 31 日(金)

(3) 提出先

かながわの伝統文化の継承と創造プロジェクト実行委員会  
(事務局:神奈川県文化スポーツ観光局文化課マグカル推進グループ)

### 13 個人情報取扱い

本事業によって知り得た個人情報については、個人情報保護のため別紙 2 に掲げる事項を遵守しなければならない。

### 14 再委託の禁止

受注者が本契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。

### 15 著作権等の取扱い

- (1) 本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む。）は、全て発注者に帰属するものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作物（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受注者において行うものとする。
- (3) 発注者が所有する資料（写真等）を使用する場合には、協議の上、調達可能なものについては発注者が提供する。
- (4) 本仕様に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら発注者の責任に帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

### 16 その他

- (1) 受注者は、この委託業務を行うに当たり、発注者と詳細な協議を行い、作業を進めるものとする。また、疑義が生じた場合は、発注者と十分に協議の上、決定すること。
- (2) 天候や交通状況等の理由により、やむを得ず公演の開催が困難となる場合等、不測の事態への対応は、発注者と協議の上、方針を予め決定しておくこと。
- (3) 業務遂行に当たっては、実際の状況に応じて臨機応変に対応する必要があるため、本仕様の詳細については発注者と十分な調整を行った上で遂行すること。
- (4) この仕様書に明記されていない事項、又はこの仕様書の内容に関し疑義が生じた場合は、発注者と受注者とで協議の上、決定すること。